

★政令市初！ ひとり親家庭を応援する連携協定を締結します！

一般社団法人日本シングルマザー支援協会と「ひとり親コンシェルジュ」で連携

横浜市では、ひとり親家庭の支援に取り組む各種団体・企業と「ひとり親家庭の自立支援に関する連携協定（通称：ひとり親応援協定）」を結び、連携強化の取組をすすめていくこととしました。

その第一号として、「ひとり親コンシェルジュ」事業に取り組む一般社団法人日本シングルマザー支援協会（横浜市神奈川区 代表 江成 道子）と、ひとり親家庭の支援に資する各種取組について連携協定を締結することとなりましたので、お知らせします。

今後、本協定をベースとして、様々な取り組みの実施や検討をすすめ、ひとり親家庭を社会全体で支援していく機運づくりに取り組んでいきます。

協定締結式

日 時：平成30年2月28日（水）午前10時から10時30分まで

場 所：横浜市庁舎2階応接室

出席者：江成 道子 一般社団法人 日本シングルマザー支援協会 代表理事

田中 博章 こども青少年局長 ほか

※取材を希望される場合は直接、横浜市庁舎2階応接室までお越しください。

経緯

横浜市では、行政による支援の取組だけでなく、民間団体や企業等の有するノウハウを活用することで、よりひとり親家庭への支援が充実し、社会全体でひとり親家庭を支えていく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業と連携協定を締結する枠組みを「ひとり親の自立支援に関する連携協定（通称：ひとり親応援協定）」として創設することとしました。

一般社団法人日本シングルマザー支援協会は、シングルマザーの自立を目指し、女性が子どもを育てながらも働きやすい社会づくりを方針に掲げ、当事者目線でシングルマザーに対する様々な支援を行っています。

このたび、一般社団法人日本シングルマザー支援協会から、独自の支援プログラムで相談者の心に寄り添い自立を支援する「ひとり親コンシェルジュ」の取組について、法人の拠点である横浜市域での展開をすすめていくこととなり、これを契機に、市内のシングルマザーへの支援に資するため、横浜市と連携した取り組みをすすめたというご提案があり、連携協定を締結する運びとなったものです。

（裏面あり）

連携事項

- 1 ひとり親家庭への自立支援に必要な情報の提供に関すること
- 2 ひとり親家庭からの相談に関すること
- 3 ひとり親家庭への就労支援に関すること
- 4 ひとり親家庭同士の交流の機会及び場の提供に関すること

主な取組

● 「ひとり親コンシェルジュ」の取組による、市内のシングルマザーの自立を推進

一般社団法人日本シングルマザー支援協会の「ひとり親コンシェルジュ」の取組について、市として、市内のひとり親の方々へ 取組の広報 PR や相談における連携で協力 をしていきます。

これにより、従来の行政による支援に加え、より幅広い層へ自立支援の取組を進めていきます。

● 当事者同士の情報提供や交流の機会の充実による、悩みや孤立感の解消

同じ境遇のひとり親同士の支えあいとなる 各種交流会やメルマガの発信など、当事者目線を生かした様々な活動 について、広報 PR で協力 していきます。

また、協会の発行するメルマガへ、市が実施しているひとり親支援に関する各種制度やお知らせを提供 し、当事者の方々へ届く情報提供に取り組みます。

これにより、シングルマザーならではの悩みの解消や、孤立することなくいきいきと暮らしやすい環境づくりを進めていきます。

法人概要

法人名：一般社団法人 日本シングルマザー支援協会

創 立：平成 25 年 7 月

代表者：代表理事 江成 道子

所在地：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 2 1 - 1 ダイヤビル 405 号室

目 的：シングルマザー支援に関する活動を行い、シングルマザーの生活向上に寄与すること

事 業：シングルマザー支援、自立支援教育セミナー、研修、イベント

会員数：約 2,800 名（平成 30 年 1 月現在）

活動内容：女性が子どもを育てながらも働きやすい社会を目指し、「お金を稼ぐ力を養う」「共感しあえるコミュニティ」「再婚という幸せ」の 3 つのコンセプトをもとに、シングルマザーの自立を目指して活動している、平成 25 年に発足した当事者で構成する支援団体。ひとり親でも働きやすい企業の開拓とマッチング、移住支援、各種セミナー、再婚活など、シングルマザーがいきいきと暮らしやすい環境を整えるため、当事者目線を生かした様々な活動を展開。

お問合せ先

こども青少年局こども家庭課長 谷口 千尋 Tel 045-671-2364

ひとり親コンシェルジュ制度

～ 私たちは自立がしたいんです ～

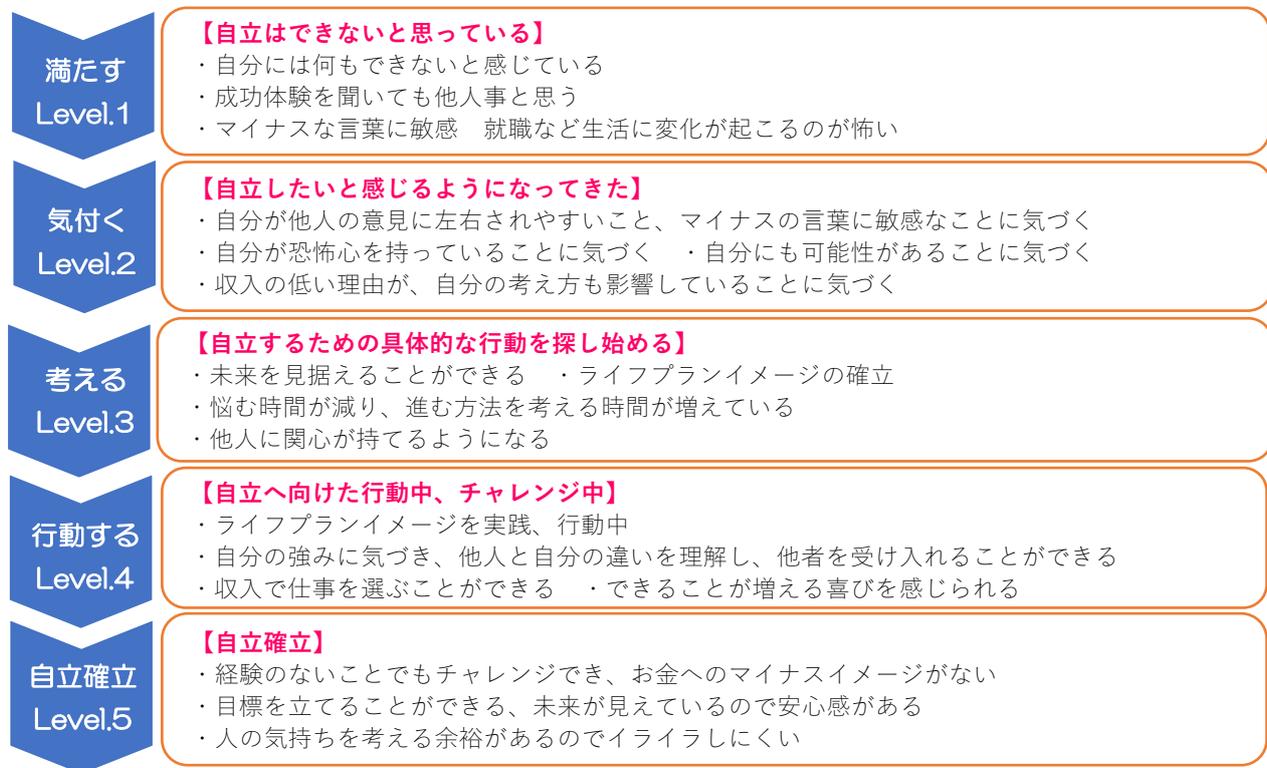


「少し元気なシングルマザーが、まだ元気になりきれないシングルマザーの手を引こう！」をコンセプトに、先輩シングルマザーが「ひとり親コンシェルジュ」として、同じひとり親同士、相談者の気持ちに寄り添い、ステップを踏んで支援を行います。

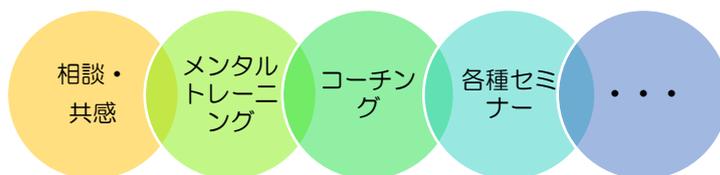
手当がなくなると同時に様々な行政の支援がなくなることへの不安が大きいシングルマザーが多い中、子どもが18歳を迎えて児童扶養手当の対象外となる前に、精神的・経済的自立を図ることを目的に、自立に向けた支援をしています。

支援を行う際には、その方の状況を5段階に分けて、その方にあった支援を段階的に行います。

● 独自の支援プログラム ●



● 支援メニュー ●



あなたの適職を一緒に考え、できることを一緒に増やし、寄り添ってサポートします。

★ 「ひとり親コンシェルジュ」相談連絡先

電話：045-534-8849（平日午前10時～午後4時、一般社団法人日本シングルマザー支援協会内）

E-mail アドレス：info@singlemother-support.co.jp

ひとり親家庭の自立支援に関する連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人シングルマザー支援協会（以下「乙」という。）は、ひとり親家庭の自立に資する各種支援について、次のとおり連携協定（以下「本協定」）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、多様化している各家庭の状況に対応するため、甲及び乙が連携してひとり親家庭の自立支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図り、ひとり親家庭の子どもたちの健全な成長が確保されることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をするものとする。

- （1）ひとり親家庭への自立支援に必要な情報の提供に関する事
- （2）ひとり親家庭からの相談に関する事
- （3）ひとり親家庭への就労支援に関する事
- （4）ひとり親家庭同士の交流の機会及び場の提供に関する事

なお、各号に規定する事項を効果的に実施するため、必要に応じて、ひとり親家庭の支援関係団体との連携に努めるものとする。

2 甲は、次の事項について努めるものとする。

- （1）乙に対する、第2条1項各号に規定する各事項を効果的に実施するために必要とする情報の提供
- （2）ひとり親家庭に対する、第2条1項各号に規定する各事項についての情報の提供

3 乙は、次の事項について努めるものとする。

- （1）ひとり親家庭の支援関係団体との連携
- （2）甲の支援に繋ぐ必要のあるひとり親家庭に対する、甲の相談機関の積極的な紹介

（個人情報の取り扱い）

第3条 甲及び乙は、横浜市個人情報の保護に関する条例、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めるもののほか、ひとり親の自立支援についての連携に関し、必要な事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から3年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

(協定の解除)

第6条 甲又は乙が本協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達することができないと認められるときは、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-21-1
ダイヤビル405号室
一般社団法人シングルマザー支援協会
代表理事 江成 道子